

令和
6年4月～
適用



バス運転者の

事業者の知れど
に気づけますか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則: **3,380**時間

最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間

最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **281**時間

最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間

最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前

継続 **8**時間

改正後

継続 **11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

